

## 登録者（証）情報の連携にかかる申請手続きのご案内（指定難病）

必ず、この案内を最後までお読みいただき、お住まいの地域を管轄する保健所（3ページ参照）までご提出ください。

### 制度の対象となる方

指定難病にり患されている方（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方）

※該当するかどうかは、主治医にご相談ください。

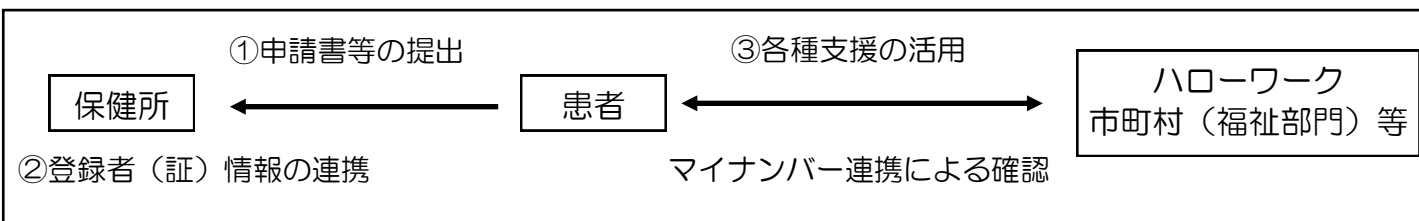
※登録者（証）情報の連携には、特定医療費の支給認定の条件となる、厚生労働大臣が定める重症度分類基準を満たす必要はありません。

### 制度の概要

登録者（証）情報とは、難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。

登録者（証）情報を、マイナンバーを用いて情報連携することで、障がい福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関が、指定難病の患者であることを確認することができるようになります。（具体的な指定難病名は連携しません。）公的サービス利用時に、医師の診断書の提出を省略できる場合があります。

※医療費の助成制度ではありませんので、ご注意ください。



マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者（証）の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

利用するサービス（4～5ページ参照）によって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

### 申請から認定まで

- (1) 申請日から結果が出るまでは1～3か月程度かかります（目安）。専門医による審査を行いますので、内容によっては、追加資料を求める場合があります。
- (2) 審査後、「登録者（証）情報を連携」又は「不認定通知書を交付」します。
- (3) 登録者（証）情報の連携後は、本人から停止の申し出がない限り、情報連携は継続されます。停止を希望する場合は、お住まいの地域を管轄する保健所にご連絡ください。

### 必要書類チェック表

<input type="checkbox"/> (1)	登録者証（指定難病）申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/> (2)	指定難病にかかっていることを証明する資料（以下①～③のいずれかの書類） ①臨床調査個人票【新規用】（文書料は自己負担。） <ul style="list-style-type: none"><li>「難病指定医」が記載したものを提出してください。指定の状況については、都道府県等のホームページをご覧ください。医療機関にお尋ねください。</li><li>「難病指定医」の医師名、医療機関の名称、所在地及び指定医番号が記載してあることを確認してから提出してください。 ※様式は三重県ホームページ（厚生労働省ホームページへリンク）からダウンロード可能です。</li></ul> ②不認定通知（診断基準を満たすもの） ③受給者証（過去のものでも可）
<input type="checkbox"/> (3)	個人番号（マイナンバー）関係書類（2ページ参照）

### (3)個人番号(マイナンバー)関係書類について(補足)

\*個人番号の記載誤りや取得漏れなどで、後日、連絡する場合があります。  
下記の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

#### 個人番号(マイナンバー)の確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 \* 郵送の場合は①②のコピーを同封してください。

①	患者本人の個人番号 確認書類(いずれか1点)	□	・個人番号カード(顔写真付) ・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ) ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。	・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
	患者本人の 身元確認書類 (アからウの いずれか)		ア □	・個人番号カード(顔写真付)
②	顔写真付	イ □	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		ウ □	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書	・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・公的医療保険の被保険者証 ・市町村民税課税(非課税)証明書 等
		ウ □		

申請者の代理人が手続きする場合 \* 郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください。

①	患者本人の個人番号 確認書類(いずれか1点)	□	・個人番号カード(顔写真付) ・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ) ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。	・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
	代理権確認書類 (委任状等)いずれか1点		□	【任意代理人】(申請者の家族、ケアマネージャー等が来庁する場合) ・個人番号の提供に関する委任状 【法定代理人】 申請者が未成年の場合の親権者、申請者の成年後見人 ・家庭裁判所の選任通知 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票(続柄記載)等
③	代理人の 身元確認書類 (エ、オの いずれか)	エ □	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		オ □	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書	・健康保険証 ・市町村民税課税(非課税)証明書 等
		オ □		

#### 【患者本人が18歳未満の場合】

申請者は保護者となります。したがって申請者である保護者が来庁する場合、委任状は不要です。  
ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合(例:申請者が父で来庁者が母の場合)は委任状が必要です。

- 必要書類を揃えた上で、各窓口へお越しください。
- 書類に不備があった場合には、受付できません。

保健所 担当課	郵便番号	住所	電話番号 FAX番号	管轄市町
桑名保健所 地域保健課	511-8567	桑名市中央町5-71 (県桑名庁舎)	0594-24-3620 0594-24-3692	桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町・(四日市市)
四日市市保健所 保健予防課	510-0085	四日市市諏訪町2-2 (四日市市総合会館)	059-352-0596 059-351-3304	四日市市
鈴鹿保健所 地域保健課	513-0809	鈴鹿市西条5-117 (県鈴鹿庁舎)	059-382-8673 059-382-7958	鈴鹿市・亀山市
津保健所 地域保健課	514-8567	津市桜橋3-446-34 (県津庁舎)	059-223-5094 059-223-5119	津市
松阪保健所 地域保健課	515-0011	松阪市高町138 (県松阪庁舎)	0598-50-0532 0598-50-0621	松阪市・多気町・明和町・大台町
伊勢保健所 地域保健課	516-8566	伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎)	0596-27-5148 0596-27-5253	伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町
伊賀保健所 地域保健課	518-8533	伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎)	0595-24-8076 0595-24-8085	名張市・伊賀市
尾鷲保健所 健康増進課	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎)	0597-23-3454 0597-23-3449	尾鷲市・紀北町
熊野保健所 健康増進課	519-4324	熊野市井戸町383	0597-89-6115 0597-85-3914	熊野市・御浜町・紀宝町

ご不明点は、お住まいの地域を管轄する上記の保健所へお問い合わせください。



### ご案内

在宅人工呼吸器使用患者等、災害発生時等に支援が必要な方は、市町の避難行動要支援者名簿への登録をお願いします。詳しくはお住まいの市町へお問い合わせください。



### 保健所にお越しになる際のお願い

感染症予防の観点から、感染症対策（手洗い、手指消毒の徹底等）を行った上でお越しいただきますようお願いいたします。

体調不良時には、窓口申請をお控えいただきますようお願いいたします。

## 登録者（証）情報の連携が可能なサービス例①

●サービスの詳細及び登録者（証）情報の利用方法については各サービス担当にお問い合わせください。

分類	サービス名・概要	問い合わせ窓口
障がい福祉サービス等	<b>障がい福祉サービス等</b> （介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付） 障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な介護の支援や訓練等の支援について、介護給付費等を支給しています。	市区町村
	<b>地域生活支援事業</b> 障がい者等が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施しています。	市区町村 都道府県 ※実施主体により、 利用できない場合があります。
	<b>障がい児通所給付</b> 障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどの指定障がい児通所支援をサービス事業者から受けたときに、市町村から障がい児の保護者に対し、そのサービスに要した費用を支給しています。	市区町村
	<b>障がい児入所給付</b> 障がい児が、障がい児入所施設などに入所・入院して、施設において日常生活における支援や治療を受けたときに、都道府県から障がい児の保護者に対し、その支援や治療に要した費用を支給しています。	都道府県、指定都市等
就労支援 （本人向け）	<b>公共職業安定所（ハローワーク）における職業相談・職業紹介</b> ハローワークでは、難病を含む障がいについて専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなどの支援体制を整えています。 さらにハローワークには、「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、症状の特性を踏まえた就労支援を行っています。	公共職業安定所
	<b>職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業</b> 障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ることを目的としています。	地域障害者職業センター
	<b>障がい者就業・生活支援センター事業</b> センターにて、支援対象障がい者の職業的自立を図るため、就業面（就職に向けた支援、職場定着支援等）及び生活面（生活習慣の形成等）における一体的な支援を実施しています。	各障害者就業・生活支援センター

## 登録者(証)情報の連携が可能なサービス例②

●サービスの詳細及び登録者(証)情報の利用方法については各サービス担当にお問い合わせください。

分類	サービス名・概要	問い合わせ窓口
(事業主向け) 就労支援	<b>特定求職者雇用開発助成金</b> (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) 発達障がい者や難病患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。	労働局、公共職業安定所
	<b>キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)</b> 障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等(勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員を含む)へ転換した事業主に対して助成するものであり、より安定度の高い雇用形態への転換等を通じた障がいの者の職場定着を目的としています。	労働局、公共職業安定所
	<b>特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)</b> 就労経験のない職業に就くことを希望する特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の対象労働者を①成長分野等の業務に従事する者として雇い入れる事業主又は②雇い入れた後に一定の訓練を実施して賃上げを行う事業主に対して助成されます。	労働局、公共職業安定所
	<b>障害者介助等助成金</b> 職場復帰のために必要な職場適応措置や中途障がい者となった方に対して知識・技能習得に係る研修の実施等を行う事業主に対してその費用の一部を助成しています。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
	<b>訪問型職場適応援助者助成金</b> <b>企業在席型職場適応援助者助成金</b> 職場適応援助者による支援を実施する事業主に対してその費用の一部を助成しています。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
	<b>障害者能力開発助成金</b> 就職を希望する障がい者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等に対してその費用の一部を助成しています。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
	<b>障害者トライアル雇用事業</b> ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。	労働局、公共職業安定所
災害関係	<b>被災者台帳の作成</b> 個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約し、漏れのない支援を行うため、被災者台帳の作成を行います。	市区町村
	<b>避難行動要支援者名簿の作成</b> 高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な方について、災害時に安否確認などを実施するための基礎となる名簿を市区町村が作成します。避難などに際して、支援を受けられる可能性が高まるよう支援に必要な限度で警察や消防などの関係者に情報を提供することとしています。	市区町村
	<b>個別避難計画の作成</b> 避難行動要支援者名簿に記載等された方、お一人お一人の避難先や支援者の方を記載等した計画を、ご本人やご家族、地域の関係者、福祉、保健、医療などの関係者の協力を得て市区町村が作成に努めます。支援に必要な限度で一緒に避難する方などの関係者に情報を提供することで避難の可能性が高まります。	市区町村